

平成25年1月●日

日本司法支援センター

理事長 梶谷 剛 殿

日本司法支援センター

監査室長

同本部

国選弁護課長

## 国選報酬に関する内部監査実施報告書（最終報告書）

### 第1 監査の名称・目的

#### 1 サンプル調査

平成20年10月に、岡山弁護士会所属の契約弁護士が接見回数を水増しして国選弁護報酬を不正に請求した事案が発覚した。これを契機として、国選弁護報酬の請求状況を把握し、再発防止策を立てること等を目的として、国選弁護人の申告に係る接見回数が比較的多い被疑者国選弁護事件のうち、一部を無作為に抽出して、当該申告に対応する回数の接見の事実の有無等を調査した。さらに、この調査で申告内容に不一致が発見された契約弁護士については、当該弁護士が受任した被告人国選弁護事件も調査した。

以下、この調査を「サンプル調査」という。

#### 2 被疑者国選全件調査

サンプル調査の結果を踏まえ、接見回数が過大申告された結果、過大な報酬が支払われた事件を把握し、過払分の返還を求めること等を目的として、上述の接見回数が比較的多い被疑者国選弁護事件のうち、サンプル調査の対象とならなかった事件全部について、同様の調査を行った。

以下、この調査を「被疑者国選全件調査」という。

#### 3 被告人国選調査

被疑者国選全件調査の結果を踏まえ、同調査において不一致が発見された契約弁護士のうち、不一致の件数が多いなど特に問題があるとみられる契約弁護士について、その受任した被告人国選弁護事件のすべてを対象として、調査を実施した。

被告人国選弁護事件の報酬は、算定の基準となる公判回数や内容等について刑事確定訴訟記録とのつき合わせが可能であり、水増し請求を行う心理的ハードルが高いとみられること、被疑者国選弁護事件に比して公判1回あたりの報酬額が低いこと等にかんがみ、公判回数等を水増しして国選弁護報酬を過大に請求する可能性は低いと考えられるうえ、被疑者国選弁護事件のほうで報酬の水増し請求をしていない者が被告人国選弁護事件のほうで報酬の水増し請求をすることは想定し難いことから、被疑者国選全件調査で過大請求が認められた契約弁護士のうち、故意または故意が疑われる契約弁護士の受任事件について調査すれば、十分な結果が得られると判断したものである。

以下、この調査を「被告人国選調査」という。

## 第2 監査員の構成

### 1 サンプル調査

- |           |           |            |
|-----------|-----------|------------|
| (1) 監査員   | 監査室長      | ■■■■■■■■■■ |
|           | 国選弁護課長    | ■■■■■■■■■■ |
| (2) 監査補助者 | 民事法律扶助課付  | ■■■■■■■■■■ |
|           | 受託業務室長    | ■■■■■■■■■■ |
|           | 国選弁護課第一係長 | ■■■■■■■■■■ |

### 2 被疑者国選全件調査

- |           |           |            |
|-----------|-----------|------------|
| (1) 監査員   | 監査室長      | ■■■■■■■■■■ |
|           | 国選弁護課長    | ■■■■■■■■■■ |
| (2) 監査補助者 | 国選弁護課課長補佐 | ■■■■■■■■■■ |
|           | 同         | ■■■■■■■■■■ |
|           | 同第一係長     | ■■■■■■■■■■ |
|           | 監査室係員     | ■■■■■■■■■■ |
|           | 同         | ■■■■■■■■■■ |
|           | 同         | ■■■■■■■■■■ |
|           | 同         | ■■■■■■■■■■ |

### 3 被告人国選調査

- |         |        |            |
|---------|--------|------------|
| (1) 監査員 | 監査室長   | ■■■■■■■■■■ |
|         | 国選弁護課長 | ■■■■■■■■■■ |
|         | 同      | ■■■■■■■■■■ |

(2) 監査補助者	国選弁護課課長補佐	██████████
	監査室主任	██████████
	同係員	██████████
	同	██████████
	同	██████████
	同	██████████
	国選弁護課専門員	██████████

### 第3 監査の実施状況

#### 1 サンプル調査

サンプル調査は、平成20年10月から平成21年8月にかけて実施した。

具体的には、平成18年10月2日（当センター開業日）から平成20年10月20日までに報酬及び費用の算定を行った被疑者国選弁護事件のうち、契約弁護士が申告した接見回数が3回以上の案件約6800件の約2%にあたる124件を無作為に抽出し、契約弁護士が提出した被疑者国選弁護報告書記載の接見回数と、都道府県警察に照会して入手した資料との照合を行い、被疑者国選弁護報告書記載の接見回数に対応する資料がないという過大申告の疑いが生じた場合には、当該弁護士が国選弁護人を務めたそのほかの被疑者国選弁護事件についても、同様に、被疑者国選弁護報告書に記載された接見状況を、警察に照会して入手した資料と照合した上で、各契約弁護士に説明を求める方法で調査を行った。

また、以上の調査の結果、接見状況に関し、被疑者国選弁護報告書の接見状況について、過大申告と疑われる案件が1件以上あった契約弁護士については、当該弁護士が国選弁護人を務めた被告人国選弁護事件についても調査を行った。この調査は、主として、被告人国選弁護報告書に記載された公判期日等への出頭の実態及び当該期日等における審理内容を、刑事確定訴訟記録を閲覧した結果と照合し、その結果、被告人国選弁護報告書の記載につき、過大な申告等がされた疑いがある場合には、各契約弁護士に説明を求める方法で実施した。

#### 2 被疑者国選全件調査

被疑者国選全件調査は、平成21年11月から平成23年3月にかけて実施した。

具体的には、平成18年10月2日から平成20年10月20日までに報酬及び費用の算定を行った被疑者国選弁護事件のうち、契約弁護士が申告した接見回数が3回以上の案件約6800件から、サンプル調査の対象となった案件を除いた全件

について、サンプル調査と同様に、契約弁護士が提出した被疑者国選弁護報告書記載の接見回数と、都道府県警察等に照会して入手した資料を照合するなどし、その結果、被疑者国選弁護報告書記載の接見回数に対応する資料がなく、過大申告の疑いが生じた場合には、当該弁護士が国選弁護人を務めたそのほかの被疑者国選弁護事件（平成21年8月2日までに報酬算定を行った案件約1500件）についても、同様に被疑者国選弁護報告書に記載された接見状況を都道府県警察等に照会して入手した資料と照合した上で、各契約弁護士に説明を求める方法で調査を行った。

### 3 被告人国選調査

被告人国選調査は、平成23年4月から同年12月にかけて実施した。

具体的には、被疑者国選全件調査で、意図的に事実と相違する申告をしたことを自認しているか3件以上の過大請求が判明した19名の契約弁護士を対象とし、これら契約弁護士が受任した被告人国選弁護事件のうち、平成18年10月2日から平成21年8月2日までの間に報酬及び費用の算定を行った第一審被告事件（即決裁判事件を除く465件）について、主として、被告人国選弁護報告書に記載された公判期日等への出頭の事実及び当該期日等における審理内容を、刑事確定訴訟記録を閲覧した結果と照合し、その結果、被告人国選弁護報告書の記載につき、過大な申告等がされた疑いがある場合には、各契約弁護士に説明を求める方法で実施した。

## 第4 監査結果

### 1 サンプル調査

サンプル調査の結果は、別添1のとおりである。

### 2 被疑者国選全件調査

被疑者国選全件調査の結果は、別添2のとおりである。

### 3 被告人国選調査

被告人国選調査の結果は、別添3のとおりである。

## 第5 所見（監査意見）

### 1 総括

当センターが契約弁護士に対して支払う国選弁護報酬は、すべて国費によって賄われる上、訴訟費用の一部として被疑者・被告人の負担となる可能性があることにかんがみると、その算定を適切に行うことの重要性はいうまでもない。そうすると、

上記のとおり、被疑者国選弁護事件及び被告人国選弁護事件のいずれの調査においても、算定の基礎となる重要な事実（すなわち、被疑者国選弁護事件につき接見回数等、被告人国選弁護事件につき公判期日への出頭回数等）につき過大申告があり、その結果、過大な報酬が支払われた事案が相当数発見されたことは、誠にゆゆしき事態というほかない。

このような事態を招いた原因については、次項以下で被疑者国選弁護事件・被告人国選弁護事件の類型に応じて個別に検討するが、そもそもの原因としては、契約弁護士が誤った申告をするはずがないと信賴して、契約弁護士の申告のみに基づいて報酬等を算定する制度設計をしていたことがあったと指摘せざるを得ない。問題の根本原因を直視して再発防止策を講ずる必要がある。

なお、これらの事案に関しては、過払いに係る報酬相当額の返還を求めることはもとより、事案に応じて、契約上の措置など適切な措置を講ずる必要があることは当然であるが、当センターは、平成24年12月末日時点で、一連の調査で過大請求が認められた全ての弁護士（157名）に対して過払額の返還を求め、（破産手続中や所在不明等のやむを得ない理由で返還を受けられなかった3名を除く）全ての者から過払額の返還を受けた。また、別添4のとおり、意図的に事実と相違する申告をしたことを自認しているか3件以上の過大請求が判明した19名について、審査委員会に付議し、（既に契約を解除していた1名を除く）全ての者につき、同委員会の審査結果に基づき、国選弁護人の候補としての指名の停止等の措置をとった（なお、その他の者についても、一連の調査で過大請求が認められた全ての弁護士につき、日本弁護士連合会を通じて所属弁護士会に情報提供し、所属弁護士会による指導監督を要請した。）。

## 2 被疑者国選弁護事件について

### (1) 原因分析

各契約弁護士が過大請求に至った原因は事案ごとに様々であり、すべての原因を今回の調査によって明らかにできたわけではないが、接見の事実をその都度正確に記録しておらず、被疑者国選弁護報告書に接見の日時等を記載する際に不正確な記録や記憶に基づいて記載したことや、接見に関する記録を被疑者国選弁護報告書に転記する際に誤記したことなどが誤りの原因である事案が多数であることがうかがわれた。また、被疑者国選弁護報告書において申告すべき「接見」に、釈放後の面会や他の弁護士による接見も含まれると誤解したなど、約款解釈の誤りが原因と解される事案も散見された。他方、過大な報酬を得る目的で、あえて接見回数を水増

しして申告したものと解される事案はごく少数であったように思われる。

## (2) 再発防止策

各契約弁護士が過大請求に至った原因が何であれ、算定の基礎となる接見の事実について、客観的な疎明資料を要求する仕組みが設けられていれば、そもそも過大請求はしにくかっただろうし、仮に過大な申告がなされたとしても、それに基づいて過大な報酬が支払われてしまう事態の多くは防止できたものと考えられる。その意味で、当時、接見の事実について、契約弁護士の申告を客観的に確認する方策を設けていなかったことが、当センターにおいて過大請求を見逃してしまった大きな原因となっているといえることができる。

そこで、当センターは、接見場所として想定される施設に特別の用紙（「接見資料用紙」）を備え置いた上で、同施設に勾留中の被疑者との接見を申し込んだ被疑者国選弁護人に対し、この用紙に必要事項を記入したものを接見の事実を疎明する資料（「接見資料」）として、被疑者国選弁護報告書に添えて提出をすることを求めることとし、この接見資料の提出がなければ接見に関する報酬の算定を行わない仕組みを導入した。かかる仕組みは、留置施設については平成21年8月3日から、刑事施設及び少年鑑別所については同年12月1日からそれぞれ実施されている。このような仕組みにより、今後は、接見の回数に関する過大請求を防止することができると思われる。

## 3 被告人国選弁護事件（サンプル調査分を含む。）について

### (1) 原因分析

被告人国選弁護事件については、公判手続の流れとその内容が刑事確定訴訟記録により確認できるため、過大請求の原因をほぼ特定できた。過大請求の原因は、イ「期日変更または取消決定があったが、誤って変更または取消前の期日も申告した」が5件、ロ「判決期日は不出頭にもかかわらず、誤って申告した」が3件、ハ「期日には出頭したが、期日の種類を誤って申告した」が3件、ニ「公判回数の不一致」が2件であった。

イないしハの類型については、手帳等に、出頭した期日の種類や期日変更があったことなどをきちんと記録しないまま、後日、記録や手帳の記載をもとに報告書を作成したために誤申告に至ったものと認められた。ニの類型については、当該事件の受任弁護士は、

本人照会は不可能で、正確な原因は不明であるものの、調査対象期間に、第一審の被告事件だけで86件もの事件を受任していたことから、スケジュ

ール管理がしきれなかったために誤申告に至った可能性が高いと認められる一方、全受任事件のうち過大請求が認められたものは2件にとどまっており、大半の事件は正確に申告されていたことから、結局、過大な報酬を得る目的で、あえて公判回数を水増しして申告した事案ではないと認められた。以上要するに、被告人国選弁護事件については、契約弁護士の記録（手帳等）によるスケジュール管理のミスが主な原因で、過大請求に至ったものと認められた。

なお、前述（第1の3）のとおり、被告人国選弁護事件の報酬は、算定の基準となる公判回数や内容等について刑事確定訴訟記録とのつき合わせが可能であること、被疑者国選弁護事件に比して公判1回あたりの報酬額が低いこと等にかんがみ、故意に水増し請求が行われる可能性は低いと考えられたが、当初予想したとおりの結果となったと思われる。

## (2) 再発防止策

各契約弁護士が過大請求に至った原因が何であれ、算定の基礎となる公判回数等について、報酬算定の段階で、客観的な資料をもって確認できる仕組みが設けられていれば、仮に過大な申告がなされても、それに基づいて過大な報酬が支払われてしまう事態の多くは防止できたものと考えられる。その意味で、当時、公判回数等について、報酬算定時に契約弁護士の申告を客観的に確認する方策を設けていなかったことが、当センターにおいて過大請求を見逃してしまった大きな原因となっているといえることができる。

そこで、当センターは、被告人国選弁護事件に関し、受訴裁判所の書記官に、報酬算定の基礎となる公判回数及び立会時間につき、期日が開かれるごとに所定の用紙（「公判連絡メモ」）に逐一記録してもらい、記録したものを事件終了時に当センターに送付願う仕組みを導入した。かかる仕組みは、平成23年10月1日から実施されている。このような仕組みにより、今後は、公判回数や立会時間に関する過大請求を防止することができると思われる。

以上





## サンプル調査結果

所属会	弁護士氏名	当初照会分	追加照会分(被疑者)			追加照会分(被告人)		
		過大申告	照会件数	過大申告	過小申告	調査件数	過大申告	過小申告
横浜		1件(1回)	2	2件(3回)		35	0	実質審理5件
埼玉		1件(1回)	6	2件(3回)		14	0	
千葉		0件	8	1件(1回)	1件(1回)	22	1件(注1)	実質審理2件
京都		1件(1回)	1	1件(1回)		14	0	実質審理1件 期日出席2件 (3回)
京都		1件(1回)	3	1件(1回)	1件(1回)	27	4件(注2)	実質審理2件
広島		1件(1回)	1	0件		15	0	
鹿児島		1件(1回)	4	0件	3件(3回)	34	1件(注3)	実質審理4件 期日出席2件 (3回)
	合計	6件(6回)	25	7件(9回)	5件(5回)	161	6件	18件

(注1) 公判期日出頭の事実が見当たらないもの1件

(注2) 公判期日の申告に対し整理手続期日しか見当たらないもの1件、実質審理の申告に対し判決宣告しか見当たらないもの1件、申告された公判期日の開催が見当たらない(変更済み)もの1件、公判前整理手続に付されたとの申告に対しその旨の決定が見当たらないもの1件

(注3) 公判期日出頭の事実が見当たらないもの1件



## サンプル調査結果(詳細)

所属	弁護士氏名	番号	過大申告内容
横浜		疑1	3回を4回と。
		疑2	3回を5回と。
		疑3	3回を4回と。
埼玉		疑1	5回を6回と。
		疑2	1回を2回と。
		疑4	0回を2回と。
千葉		疑2	4回を5回と。
		告1	不出頭の公判期日(判決宣告)に出頭と。
京都		疑1	3回を4回と。
	疑2	2回を3回と。	
京都	疑1	2回を3回と。	
	疑2	2回を3回と。	
	告1	公判前整理手続期日を公判期日と。	
	告2	判決宣告のみの期日を実質審理ありと。	
	告3	進行協議期日を公判前整理手続期日と。	
	告4	公判期日(変更されて催されず)に出頭と。	
広島	疑1	5回を6回と。	
鹿児島	疑1	2回を3回と。	
	告1	不出頭の公判期日(判決宣告)に出頭と。	

※ 「番号」欄の「疑〇」は被疑者国選弁護事件、「告〇」は被告人国選事件である。番号は本人照会番号に対応。本人への照会の結果、過大申告と断定し難いと判断されたものは除いているので、欠番がある。

※ 被疑者国選弁護事件における過大申告は、すべて接見の回数に関するもの。



過大請求弁護士一覧

別添2-1

※過払い額は、税処理前の算定額を示したものである(遠距離接見等加算、交通費、要通訳加算及び通訳人費用を含む)。

整理番号	担当事務所名	弁護士登録番号	弁護士氏名	弁護士氏名	調査事件数	(内訳)		過大請求事件数	(内訳)		過大申告回数	過払い額(※)	過少申告事件数	過少申告回数
						1次	2次		1次	2次				
1	法テラス東京				2	1	1	1	1	0	1	20,000	0	0
2	法テラス東京				4	4	0	4	4	0	7	88,000	0	0
3	法テラス立川				1	1	0	1	1	0	1	15,000	0	0
4	法テラス東京				3	2	1	1	1	0	1	10,000	0	0
5	法テラス東京				2	2	0	1	1	0	5	4,000	0	0
6	法テラス東京				7	2	5	1	1	0	1	18,000	0	0
7	法テラス東京				2	1	1	1	1	0	1	20,000	0	0
8	法テラス東京				2	2	0	1	1	0	1	20,000	0	0
9	法テラス東京				1	1	0	1	1	0	1	20,000	0	0
10	法テラス東京				1	1	0	1	1	0	1	5,000	0	0
11	法テラス東京				2	1	1	1	1	0	1	20,000	0	0
12	法テラス東京				3	2	1	1	1	0	3	60,000	0	0
13	法テラス東京				4	2	2	1	1	0	1	20,000	0	0
14	法テラス東京				4	1	3	1	1	0	1	4,000	1	1
15	法テラス立川				7	2	5	1	1	0	1	20,000	0	0
16	法テラス立川				10	2	8	1	1	0	3	4,000	0	0
17	法テラス立川				1	1	0	1	1	0	1	20,000	0	0
18	法テラス東京				2	1	1	1	1	0	1	20,000	0	0
19	法テラス東京				4	3	1	1	1	0	1	6,000	0	0
20	法テラス東京				2	1	1	1	1	0	1	20,000	0	0
21	法テラス立川				3	2	1	1	1	0	1	20,000	0	0
22	法テラス東京				3	2	1	1	1	0	2	40,000	1	2
23	法テラス東京				1	1	0	1	1	0	1	20,000	0	0
24	法テラス東京				11	5	6	1	1	0	2	30,000	1	1
25	法テラス東京				3	2	1	1	1	0	1	20,000	0	0
26	法テラス東京				1	1	0	1	1	0	1	20,000	0	0
27	法テラス東京				2	1	1	1	1	0	1	20,000	0	0
28	法テラス東京				19	8	11	2	1	1	2	7,000	0	0
29	法テラス東京				4	2	2	1	1	0	1	2,000	0	0
30	法テラス東京				15	9	6	1	1	0	6	10,000	2	2
31	法テラス立川				8	1	7	1	1	0	1	20,000	0	0
32	法テラス東京				8	7	1	7	6	1	15	145,000	0	0
33	法テラス東京				3	1	2	1	0	1	1	20,000	0	0
34	法テラス東京				5	3	2	4	3	1	4	70,000	0	0
35	法テラス東京				3	1	2	1	1	0	1	20,000	0	0
36	法テラス立川				2	1	1	2	1	1	2	40,000	0	0
37	法テラス東京				3	2	1	1	1	0	1	20,000	0	0
38	法テラス川崎				6	3	3	1	1	0	1	20,000	0	0
39	法テラス神奈川				3	3	0	2	2	0	3	60,000	1	1

整理 番号	担当事務所名	弁護士 登録 番号	弁護士 氏名姓	弁護士 氏名名	調査 事件数	(内訳)		過大 請求 事件数	(内訳)		過大 申告 回数	過払い 額 (※)	過少 申告 事件数	過少 申告 回数
						1次	2次		1次	2次				
40	法テラス神奈川				4	3	1	1	1	0	1	20,000	1	3
41	法テラス神奈川				6	4	2	1	1	0	1	10,000	0	0
42	法テラス神奈川				3	1	2	1	1	0	1	20,000	0	0
43	法テラス神奈川				2	1	1	2	1	1	2	40,000	0	0
44	法テラス埼玉				10	4	6	1	1	0	1	20,000	1	1
45	法テラス埼玉				11	5	6	3	3	0	3	32,000	0	0
46	法テラス埼玉				2	2	0	2	2	0	2	40,000	0	0
47	法テラス埼玉				14	6	8	4	3	1	4	44,000	1	2
48	法テラス千葉				23	13	10	2	2	0	2	46,020	0	0
49	法テラス千葉				11	4	7	1	1	0	1	20,000	0	0
50	法テラス千葉				8	1	7	1	1	0	1	24,960	1	1
51	法テラス千葉・松戸				12	4	8	7	2	5	7	130,000	0	0
52	法テラス茨城				11	2	9	1	1	0	1	20,000	0	0
53	法テラス栃木				8	3	5	4	3	1	5	106,560	0	0
54	法テラス群馬				6	1	5	1	1	0	1	20,000	0	0
55	法テラス静岡				6	2	4	2	1	1	2	44,000	0	0
56	法テラス静岡				2	1	1	1	1	0	1	20,000	0	0
57	法テラス静岡				3	1	2	1	1	0	1	24,750	0	0
58	法テラス浜松				7	2	5	2	1	1	2	40,000	1	1
59	法テラス大阪				2	2	0	1	1	0	2	10,000	0	0
60	法テラス大阪				3	2	1	1	1	0	1	6,000	0	0
61	法テラス大阪				12	1	11	5	1	4	6	108,000	1	1
62	法テラス大阪				1	1	0	1	1	0	1	30,000	0	0
63	法テラス大阪				1	1	0	1	1	0	1	20,000	0	0
64	法テラス大阪				4	1	3	1	1	0	1	5,000	0	0
65	法テラス大阪				5	2	3	1	1	0	1	20,000	2	2
66	法テラス大阪				7	2	5	1	1	0	1	20,000	0	0
67	法テラス大阪				6	4	2	1	1	0	1	20,000	1	2
68	法テラス大阪				4	2	2	1	1	0	1	20,000	0	0
69	法テラス大阪				4	2	2	1	1	0	1	20,000	0	0
70	法テラス大阪				4	4	1	2	1	1	2	40,000	1	1
71	法テラス大阪				3	1	2	3	1	2	4	80,000	0	0
72	法テラス大阪				5	2	3	3	1	2	3	70,000	1	1
73	法テラス京都				5	4	1	2	2	0	3	60,000	0	0
74	法テラス京都				4	2	2	1	0	1	1	24,000	0	0
75	法テラス京都				1	1	0	1	1	0	1	20,000	0	0
76	法テラス兵庫				3	2	1	1	1	0	1	10,000	0	0
77	法テラス阪神				4	2	2	1	1	0	1	20,000	0	0
78	法テラス姫路				7	2	5	1	0	1	2	30,000	0	0
79	法テラス兵庫				3	1	2	1	0	1	1	3,600	0	0
80	法テラス奈良				12	8	4	2	2	0	2	30,000	0	0
81	法テラス奈良				4	2	2	1	1	0	1	20,000	0	0

整理 番号	担当事務所名	弁護士 登録 番号	弁護人 氏名姓	弁護人 氏名名	調査 事件数	(内訳)		過大 請求 事件数	(内訳)		過大 申告 回数	過払い 額 (※)	過少 申告 事件数	過少 申告 回数
						1次	2次		1次	2次				
82	法テラス滋賀				7	2	5	1	1	0	1	20,000	1	1
83	法テラス愛知				2	2	0	1	1	0	1	20,000	0	0
84	法テラス三河				7	4	3	1	1	0	1	20,000	0	0
85	法テラス愛知				5	1	4	1	0	1	1	20,000	0	0
86	法テラス愛知				17	5	12	3	2	1	3	60,000	0	0
87	法テラス愛知				18	6	12	3	1	2	3	64,000	2	2
88	法テラス愛知				8	1	7	2	1	1	2	15,000	1	1
89	法テラス愛知				3	1	2	1	1	0	1	10,000	0	0
90	法テラス愛知				4	2	2	1	1	0	1	10,000	0	0
91	法テラス愛知				4	1	3	1	1	0	1	20,000	0	0
92	法テラス愛知				11	2	9	1	0	1	1	10,000	0	0
93	法テラス三河				4	2	2	1	1	0	1	20,000	0	0
94	法テラス愛知				1	1	0	1	1	0	1	4,000	0	0
95	法テラス岐阜				3	2	1	1	1	0	1	20,000	1	2
96	法テラス福井				2	1	1	1	1	0	1	10,000	0	0
97	法テラス福井				2	1	1	1	1	0	1	20,000	0	0
98	法テラス石川				3	2	1	1	1	0	1	20,000	0	0
99	法テラス富山				2	1	1	1	1	0	1	20,000	0	0
100	法テラス広島				2	1	1	1	1	0	1	10,000	0	0
101	法テラス広島				4	1	3	1	1	0	1	20,000	1	1
102	法テラス広島				3	1	2	1	1	0	1	10,000	0	0
103	法テラス広島				1	1	0	1	1	0	1	20,000	0	0
104	法テラス広島				3	2	1	1	1	0	1	25,800	0	0
105	法テラス岡山				7	6	1	1	1	0	1	26,600	1	1
106	法テラス岡山				2	1	1	1	1	0	1	5,000	0	0
107	法テラス岡山				10	4	6	1	1	0	1	28,340	0	0
108	法テラス鳥根				4	3	1	2	2	0	2	24,000	0	0
109	法テラス福岡				7	3	4	2	2	0	2	20,000	0	0
110	法テラス福岡				4	3	1	1	1	0	1	16,240	0	0
111	法テラス北九州				7	3	4	1	1	0	1	20,000	0	0
112	法テラス福岡				4	3	1	3	2	1	5	76,000	0	0
113	法テラス北九州				4	1	3	2	1	1	2	24,000	1	1
114	法テラス北九州				9	1	8	1	0	1	1	20,000	0	0
115	法テラス福岡				5	3	2	1	1	0	1	26,320	1	1
116	法テラス福岡				6	4	2	3	2	1	3	36,000	1	1
117	法テラス佐賀				8	2	6	1	1	0	1	16,280	0	0
118	法テラス長崎				6	4	2	1	1	0	1	10,000	0	0
119	法テラス大分				6	4	2	2	2	0	4	50,000	0	0
120	法テラス熊本				8	5	3	2	2	0	2	26,000	0	0
121	法テラス熊本				6	3	3	1	0	1	1	20,000	1	2
122	法テラス鹿児島				8	4	4	1	1	0	1	20,000	0	0
123	法テラス鹿児島				5	1	4	1	1	0	1	20,000	3	6

整理番号	担当事務所名	弁護士登録番号	弁護人氏名姓	弁護人氏名名	調査事件数	(内訳)		過大請求事件数	(内訳)		過大申告回数	過払い額(%)	過少申告事件数	過少申告回数
						1次	2次		1次	2次				
124	法テラス宮崎				4	3	1	1	1	0	1	6,000	1	2
125	法テラス宮崎				5	1	4	1	1	0	1	10,000	0	0
126	法テラス沖縄				8	3	5	1	1	0	1	25,000	1	1
127	法テラス沖縄				14	8	6	7	6	1	8	143,000	0	0
128	法テラス沖縄				6	3	3	1	1	0	2	20,000	0	0
129	法テラス沖縄				6	1	5	1	0	1	1	20,000	0	0
130	法テラス宮城				6	3	3	2	1	1	2	40,000	1	1
131	法テラス宮城				1	1	0	1	1	0	1	20,000	0	0
132	法テラス宮城				4	2	2	1	1	0	1	20,000	0	0
133	法テラス宮城				4	2	2	1	1	0	1	25,300	1	1
134	法テラス福島				6	3	3	1	1	0	1	20,000	0	0
135	法テラス福島				2	1	1	1	0	1	1	4,000	0	0
136	法テラス岩手				7	2	5	1	1	0	1	20,000	1	1
137	法テラス岩手				13	2	11	2	1	1	2	40,000	0	0
138	法テラス青森				7	2	5	1	0	1	1	20,000	0	0
139	法テラス青森				1	1	0	1	1	0	1	20,000	0	0
140	法テラス青森				5	2	3	2	1	1	2	46,400	0	0
141	法テラス札幌				3	1	2	1	1	0	2	10,000	0	0
142	法テラス札幌				4	1	3	1	1	0	2	30,000	0	0
143	法テラス札幌				5	3	2	1	1	0	1	6,000	0	0
144	法テラス札幌				3	1	2	1	1	0	1	20,000	0	0
145	法テラス札幌				2	1	1	1	1	0	1	20,000	1	1
146	法テラス札幌				6	2	4	2	1	1	2	40,000	0	0
147	法テラス札幌				4	2	2	2	1	1	2	40,000	0	0
148	法テラス札幌				6	2	4	1	1	0	1	20,000	0	0
149	法テラス函館				11	4	7	1	1	0	1	10,000	1	1
150	法テラス香川				3	1	2	1	1	0	1	3,000	0	0
151	法テラス高知				7	4	3	1	1	0	1	20,000	1	1

805 362 444 221 174 47 262 4,099,170 39 50



過大請求事件一覧

別添2-2

整理番号	担当事務所名	弁護士登録番号	依頼人氏名姓	依頼人氏名名	事件番号	留置施設刑務施設等	対象期間 始期	対象期間 終期	弁護士 申告 検見回数	判定結果 検見回数	過大申告 回数	過大申告分の 検見または 電話交通	過払い額 (※)
1	法テラス東京						H20.5.23	H20.6.10	5	4	1	なし	20,000
2-1	法テラス東京						H20.5.12	H20.5.20	4	1	3	なし	36,000
2-2	法テラス東京						H19.2.22	H19.3.12	5	4	1	なし	6,000
2-3	法テラス東京						H19.5.26	H19.6.12	4	2	2	なし	40,000
2-4	法テラス東京						H19.6.23	H19.7.11	5	4	1	なし	6,000
3	法テラス立川						H19.11.11	H19.11.29	5	4	1	なし	15,000
4	法テラス東京						H19.5.30	H19.6.11	3	2	1	準検見1回	10,000
5	法テラス東京						H19.8.31	H19.9.14	11	6	5	なし	4,000
6	法テラス東京						H19.4.20	H19.5.8	3	2	1	準検見1回	18,000
7	法テラス東京						H18.12.31	H19.1.18	4	3	1	なし	20,000
8	法テラス東京						H20.4.22	H20.5.9	5	4	1	なし	20,000
9	法テラス東京						H19.4.7	H19.4.25	5	4	1	なし	20,000
10	法テラス東京						H20.7.25	H20.7.31	3	2	1	準検見1回	5,000
11	法テラス東京						H20.7.20	H20.8.12	3	2	1	なし	20,000
12	法テラス東京						H18.11.26	H18.12.14	5	2	3	なし	60,000
13	法テラス東京						H19.3.9	H19.3.27	3	2	1	なし	20,000
14	法テラス東京						H20.8.6	H20.8.21	7	6	1	なし	4,000
15	法テラス立川						H19.10.19	H19.11.6	3	2	1	なし	20,000
16	法テラス立川						H20.9.6	H20.9.24	10	7	3	なし	4,000

※過払い額は、税処理前の算定額を示したものである(遠距離検見等加算、交通費、要通訳加算及び通訳人費用を含む)。